

【妊婦一般健康診査事業】の概要

(目的)

母子保健法に基づき、健診のための受診票を発行することで費用負担の軽減を図り、定期健診の受診を促し、妊婦の健康と胎児の発育を守る。

(助成の回数)

☆「平成19年度まで：妊娠期間中1回」(地方財政措置)

- ①妊婦一般健康診査受診票：妊娠期間中1回
- ②超音波検査受診票：出産予定日に35歳以上となる妊婦1回
- ③精密検査受診票：①②の検査結果で精密検査が必要な方

☆「平成20年度：妊娠期間中5回」(地方財政措置)

- ①妊婦一般健康診査受診票：妊娠期間中5回
- ②超音波検査受診票：出産予定日に35歳以上となる妊婦1回
- ③精密検査受診票：①②の検査結果で精密検査が必要な方

☆「平成21年度：妊娠期間中14回」

- ①妊婦一般健康診査受診票：妊娠期間中14回
- ②超音波検査受診票：年齢に関係なく妊婦6回
- ③精密検査受診票：①②の検査結果で精密検査が必要な方

※ 妊婦一般健康診査の5回までは地方財政措置で、6～14回までの拡大した9回分の経費及びそれと同時に実施した超音波検査に要する費用については、国庫補助対象事業(1/2補助)となる。

☆受診票は、道内の医療機関及び助産所で使用ができ、道外で使用した場合の費用は償還払い

(配布方法)

母子手帳の交付と同時に配布

(受診者数)

	妊婦一般健康診査受診票			超音波検査受診票			精密検査受診票
	交付者	受診者	受診率	交付者	受診者	受診率	受診者
18年度	440人	432人	98.2%	95人	78人	82.1%	0人
19年度	374人	351人	93.9%	86人	79人	91.9%	0人
20年度	392人	373人	95.2%	90人	89人	98.9%	1人